

留意事項

1 提出部数

届出及び申請ともに提出書類は2部提出してください。

2 評議員会の決議方法（軽微な変更の承認）

句読点や、いわゆる「てにをは」などの軽微な修正があったときに備え、評議員会の決議に際して、「所轄庁から、軽微な文言の修正があった場合、定款変更案の趣旨を変えない限りにおいて、所轄庁の指導に従って修正することを認めるものとする。」を付した形で決議し、その旨を評議員会議事録に記載されている法人もあります。この場合は、軽微な修正については、理事会や評議員会での再決議を要しませんが、議事録にこのような記載がない場合は、明白な字句の誤りその他の軽微な修正であっても、再決議をお願いしていますので、御留意ください。

3 届出事項と申請事項の両方がある場合

定款変更認可申請に届出で足りる変更を含めて申請する場合は、定款変更認可申請書の表題を以下のとおり修正してください。

「社会福祉法人定款変更認可申請書・届出書」

4 添付書類

添付書類については、必要に応じて追加を求める場合があります。